

2020年2月7日

株式会社ぎょうせい

全国約 1,800 自治体 150 万件の条例・規則データベース
『条例データラボ』を地域政策の研究目的に無償提供開始

株式会社ぎょうせい（代表取締役社長：成吉弘次）は、このたび、国内のほぼ全ての自治体（都道府県・市区町村）の条例・規則を横断して検索、閲覧できるデータベース『条例データラボ for academic』を、地域が発展するための政策研究と地域づくり研究を支援するための素材として、大学向けに無償提供します。

■研究者向けに無償公開！

『条例データラボ for academic』は、全国の自治体で条例データベース構築を手掛ける「ぎょうせい」が、自治体が制定する条例・規則を収集し、自治体間・時系列の見比べを可能としたサービスです。

我が国では、これまで各自治体の条例・規則を調査するには、検索サイトから個々の自治体のホームページを参照する必要がありましたが、『条例データラボ for academic』には、全国 1,700 以上の団体、150 万件を超える条例・規則が制定・改正の時系列に従って収録されています。地域独自の施策立案や、政策課題解決のために先進事例、制度の変遷を調査する等、様々な用途に活用できると考えています。

この『条例データラボ for academic』を、大学で「地域政策」「地域づくり」を研究する教員の方に無償公開いたします（※1）。

■お申し込みは専用ページから！

専用ページ（<https://shop.gyosei.jp/datalabo/>）にアクセスし、利用条件に同意の上で必要事項を入力いただければ、アクセスのための ID を連絡いたします。



法令と47都道府県1741市区町村の条例を
検索・比較・分析

条例データラボ for academic

法令&自治体条例データベースNo.1の法令出版社「ぎょうせい」。
その「ぎょうせい」が持つ日本最大の法規データ地域政策の研究者に
限定公開。「資料収集の期間」を「研究する期間」へ。
地域政策研究に利用する場合に限り無償で利用いただけます。
「ぎょうせい」は、法令の普及と地方自治の振興を支援します。

お申し込み

■『条例データラボ for academic』について

『条例データラボ for academic』を活用することで、条例・規則の検索、閲覧が容易にでき、資料収集の時間を大幅に削減。研究者の自由な発想の時間を創出します。

①巨大な法情報データベース

- ・国の法令と全国 1742 自治体の条例・規則 約 150 万件を収録。
- ・過去の条文、これから施行される未来の条文を自在に確認でき、条例・規則の変遷を研究できます。
- ・条例・規則は自治体の定例議会にあわせて年 4 回の更新。最新で、正確な情報を担保しています。
- ・自治体の人口、経済基盤などの、条例・規則との掛け合わせに使える基礎資料も収録しています。

②条例・規則を比較分析

- ・異なる自治体の条例・規則同士で条文比較することができます。
- ・条例・規則の施行日間で改正前後の条文を見比べることができます。

■件名、本文や、条例の種別、自治体属性など、多様な検索機能！

件名

子ども条例

×

本文

キーワードを入力

検索

クリア

全国

条例

閉じる

検索語の範囲：☐廃止を含む ☒表記のゆれを含む

種別：☒条例 ☐規則 ☐告示 ☐訓令 ☐その他 | ☐法令

地域：

全国

地域の選択

自治体属性：☐市 (☐政令指定都市 ☐中核市 ☐特例市 ☐その他の市)
☐都道府県 ☐区 ☐町 ☐村 ☐事務組合 | ☐モデル例規

■全国の条例を閲覧可能！

検索設定

詳細検索

クリア

件名

子ども条例

本文

キーワードを入力

☐検索結果を条文とともに表示

検索

検索範囲と種別

検索語の範囲
☐廃止を含む ☒表記のゆれを含む

該当件数：39件

10件表示

現行

福岡県 筑紫野市
筑紫野市子ども条例
制定：平成22年3月30日 条例第19号 最終改正

現行

愛知県 豊田市
豊田市中心子ども条例
制定：平成19年10月9日 条例第70号 最終改正

現行

秋田県 由利本荘市
由利本荘市子ども条例
制定：平成23年3月25日 条例第7号 最終改正

現行

岡山県 倉敷市
倉敷市子ども条例
制定：平成23年12月16日 条例第46号 最終改正

現行

東京都 目黒区

■条文の履歴も追跡可能！

岡山県 倉敷市
倉敷市子ども条例
平成23年12月16日 条例第46号

施行年月日

現行 平成27年4月1日

目 平成24年4月1日

内容現在：令和元年7月1日
データ更新日：令和元年8月16日

条項目次

全選択 / 全解除 絞り込み表示

すべて開く / すべて閉じる

☐ 全文

☐ 目次

☒ 第1章 総則

☐ 第1条(目的)

☐ 第2条(言葉の意味)

本文内検索：キーワードを入力

○倉敷市子ども条例

目次

前文

第1章 総則 (第1条―第3条)

第2章 子どもの主体性の 育 み(第4条・第5条)

第3章 大人の 役割 (第6条―第10条)

第4章 基本となる施策(第11条―第15条)

第5章 計画と 評価 (第16条・第17条)

第6章 国や県などとの協力(第18条)

第7章 雑則 (第19条)

附則

すべての子どもは未来の希望であり、わたしたちのまちのかけがえのない
わたしたち大人は、日本国憲法 や児童の権利に関する 条約 の理念
子どもは、子どもの権利を学ぶことによって、自分の権利だけではなく

(※1)「条例データラボ for academic」の提供先は、原則として、ぎょうせいが定める利用条件に同意した大学の教員に限りませんが、利用条件の範囲であれば、教員の管理のもとで、学生の研究に利用することができます。大学からのアクセスであることを認証するために、IP アドレスを使用しています。また、「条例データラボ for academic」の利用状況や論文などの研究成果を定期的にぎょうせいに連絡いただき、ぎょうせいは研究成果の件名を公開することがあります。

■株式会社ぎょうせいについて

株式会社ぎょうせいは、1893年（明治26年）の創業以来、法務省編纂の綜合法規集『現行日本法規』を始めとする法規集の出版、自治体の条例・規則等の整備や業務システム、調査研究事業など、地方自治の多様なニーズに応える商品・サービスを提供しています。

株式会社ぎょうせいの詳細については <https://gyosei.jp> をご覧ください。

【この記事に関するお問い合わせ】

株式会社ぎょうせい 法令コンテンツ事業推進部

〒136-8575 東京都江東区新木場 1-18-11

電話：03-6892-6566

E-mail：business@gyosei.co.jp

【『条例データラボ for academic』の参加申し込み】

株式会社ぎょうせい 法令例規事業部

E-mail：Digital_Support@gyosei.co.jp